決裁  
保存

平成13年度第2回収蔵文書展

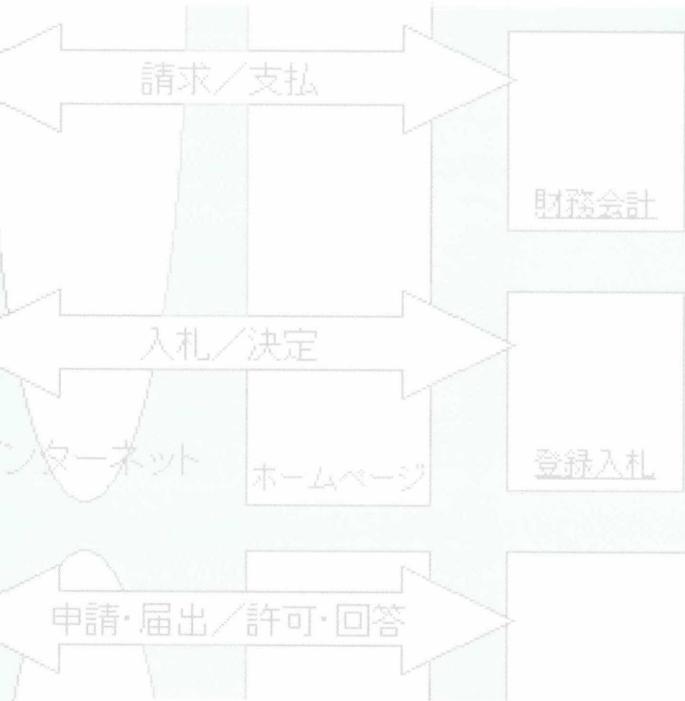
# 行政情報史の130年

—埼玉県設置から  
電子県庁構想まで—

平成14年1月26日(土)～3月17日(日)  
休館日：月曜日、月末日、祝日、2/12



ホームページでも開催しています  
<http://www.pref.saitama.jp/A20/BA18/index1.html>



## 埼玉県立文書館

〒336-0011 さいたま市高砂4-3-18  
TEL 048-865-0112 FAX 048-839-0539  
JR 浦和駅西口徒歩12分／中浦和駅徒歩15分

文書

## 開催にあたって

「地域情報化」「IT革命」が推進される中で、埼玉県庁でも文書を電子化し、インターネットによる情報の提供や行政手続きのオンライン化等を内容とする「電子県庁」を平成15年度から稼働させるための準備が進められています。県庁文書は、130年続いた紙の時代から「電子文書」が主役の時代に移り、行政情報の在り方も埼玉県誕生期以来の大変革を迎え、その重要性がますます大きくなろうとしています。

しかし、行政にとって情報が重要視されたのは、コンピュータやインターネットの発達による現代社会のことだけではありませんでした。明治4年に埼玉県が設置されてから、それぞれの時代で、それぞれの媒体や技術により、行政情報は様々な形で蓄えられ、伝えられ、活用が図られてきました。

近世から近代へと大きな変革を遂げた明治維新时期、誕生したばかりの埼玉県では、行政情報を県民に伝えるために、印刷技術の導入や制度の革新に努めました。また、昭和58年には県民の側から公文書の公開を請求できる情報公開制度が始まりました。そうしたことは行政情報史上の歴史的な出来事でありました。

昭和44年には文書館が開館し、歴史的な公文書の県民への提供を始めました。公文書は、県民や県職員が様々な活動を展開する上で活用することのできる最も基本的な資料であり、県民の共有財産でもあります。これを収集し整理を行い、永く後世に伝えていく役割を有している文書館の設置は全国的にも先進的なものがありました。

本展示では、埼玉県の設置から「電子県庁」構想までの130年に及ぶ「県庁文書の情報史」を当館収蔵文書を中心に紹介したいと思います。

終わりに、本展示を開催するにあたり貴重な資料を御提供いただきました寄贈・寄託者の方々、また、御協力をいただきました関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成14年1月

埼玉県立文書館

### プロローグ 埼玉県設置の頃

江戸時代、幕府や領主からの公的な情報は、手書きの文書が回覧でまわされ〔回状、廻状〕、町村の役人が、それを帳面〔御用留、公用日記など〕に書き写す方法で伝達・管理されていました。明治4年11月14日、埼玉県と入間県が誕生しましたが\*、その設置を伝える明治新政府(太政官)からの布告を町村に伝える方法も、江戸時代と変わりありませんでした。

\*明治4年に誕生した埼玉県は、現在の北足立・北埼玉・南埼玉・北葛飾郡の範囲で、それ以外の現県域には入間県が設置されました。

電子県庁では》 ITの活用により、県民サービスの向上及び行政運営の効率化を目指すもので、目標年次は平成15年度です。インターネットによる情報の提供や行政手続きのオンライン化、府内における情報伝達や意思決定の迅速化、行政情報の一元化や有効活用の推進などが主な内容です。

幕末期、活版印刷機が輸入され、明治4年政府に活字局が誕生しました。埼玉県でも府内に印刷所を設置し、同6年には活版印刷による布達が各町村に配られるようになりました。町村では、これを掲示して人々に伝えました。この新技術により、県の公的情報は速く、手間なく、誤りなく伝えられるようになったのです。しかし、県民に文書を理解する能力がなくては、制度だけを整えても情報は伝わりません。教育の整備・普及は、最も重要な情報政策であったといえるのかもしれません。

その後、行政事務の印刷として謄写版、タイプ・ライターが使われるようになり、コピー機、ワード・プロセッサーが普及し、そして、現在はパーソナル・コンピュータが主流となっています。

電子県庁では》 国・都道府県・市町村は、LGWAN\*というネットワークで結ばれます。また、県民から県への申請や届出、県税申告手続等は、インターネットによるオンライン化が進められます。紙への印刷よりもパーソナル・コンピュータの画面によって、明治以降目指してきた①速く、②手間なく、③誤りなくの流れを推進するものといえます。

\*LGWAN：総合行政ネットワーク。3,300の全地方公共団体を結び、国の各府省の霞が関WANとも接続し、電子文書の交換等を行います。

### II 伝える形 2 通信の方法

交通・通信技術の急速な進歩も、情報伝達の方法を変えていく後押しとなりました。県設置当初、国から府県への伝達は回覧によるものでした。そのため各府県は東京に出張所を置き、自前の定期便や郵便でそれを本庁に伝えました。その後新たに導入された郵便制度の普及もあり（明治5年東京一高崎間に郵便馬車が開通）、伝達は郵便が基本となり東京出張所も廃止されました。また、同10年には浦和に電信分局が設置され、火急の情報を電報が伝えるようになりました。

その後、明治36年には浦和で電話が開始され、距離を隔てた口頭伝達が可能となりました。以降通信手段が大きく変わることはませんでしたが、20世紀後半に至ってファクシミリ、そして電子メールが使われるようになり、瞬時に豊富な情報を伝えることができるようになりました。

電子県庁では》 LGWANやインターネット等により伝達がなされます。

### I 伝える形 1 印刷の革新

近代化を推進する明治政府には、行政の情報や農業・商工業の振興等に有益な情報を普及させる必要がありました。明治16年の官報の創刊にも、そのような意図があり、府県から報告された勧業情報等も掲載されました。同19年に創刊された県報は、県の規則や命令を公布する位置付けをもちましたが、それだけではなく、官報と同様の役割を担い、勧業上の技術的な情報や気象情報、県官吏の動静などが伝えられました。

その後、官報の付録として刊行された一時期もありましたが、現在に至るまで刊行されています。しかし、多くの広報誌等の刊行により、条例や規則、規程の公布や公告・告示等が主な内容となっています。

電子県庁では》 県報は、平成13年度から県ホームページでも見られるようになりました。現在は、平成13年4月以降のものが掲載されています。

#### IV 蓄える形 情報の管理

情報は、有効に使えるように整理し、管理しなければ活用することはできません。江戸時代、伝達の役目を果たす文書の形は様々でした。特に、横に長い紙を折りたたんだ形の文書が多かったので、読んだり整理したりするにも手間がかかりました。明治政府は、いち早く文書の形を統一する命令を出し、それにより書き写すこともなく、二つ折りにした文書をテーマ別・事案別に綴じるだけで、整理された冊子体の記録〔簿冊〕が残されるようになりました。実に単純ながら、画期的な情報管理の変革であったといえます。その後、簿冊は基本的な文書管理方法として広まり、いま多くのファイルが市販されています。

その後、昭和44年度からファイリング・システムに移行しました。第1ガイド、第2ガイド、個別フォルダーという3段階の分類がなされ、文書は綴じないまま個別フォルダーのなかに収納して保管されています。

電子県庁では》 電子文書は、すべて県庁のサーバーで保存管理されるので、全庁的な情報の共有化が図られます。また、文書の検索機能などコンピュータの様々な機能による活用が可能となります。

勧業等に関して県報が担った情報は、新たな広報メディアに移っていました。すでに明治期から、行政の各分野ごとに雑誌や刊行物が出されるようになりました。県の機関により刊行されたものもありますが、農会や教育会など県に関する団体によるものが多く刊行され、それには、県の官吏や技術者が文章を寄せています。

その後、戦後になると県全体の広報誌（紙）のほか、各課所室が発行する広報誌（紙）も増え、また、映画やテレビの映像による広報も盛んとなり、県民に対する情報の提供が進められました。

電子県庁では》 すでに平成8年3月に県のホームページが開設されています。その内容の充実が進められ、アクセス数も年々増加しています。全課所室でのホームページ開設など、さらなる推進が図られています。

#### VI 広げる形 2 情報の公開

行政の情報は、長く行政の側から発せられるものでした。また、その方法も伝達・提供する形に整えてのものであり、情報の源泉である生の文書が公開されることはありませんでした。昭和44年、文書館で戦前の公文書が公開されるようになったことは行政史上画期的な出来事がありました。そして、県庁にある現用の文書までをも公開の対象としたのが、昭和58年の「埼玉県行政情報公開条例」でした。

その後、平成13年度には条例の全面改正が行われ、対象文書・組織の拡大や一層の制度充実が図されました。

電子県庁では》 すでに平成13年度からホームページでの公文書検索ができるようになっています。さらに、今後はインターネットでの申請や閲覧ができるようになります。

文書館では、中世から現代に至る埼玉に関する歴史的・文化的に価値のある文書・記録を保存し、広く利用に供しています。中世や近世の古文書の多くは、その当時の政治や行政の必要から作られたものですが、長い時を経る中で、貴重な情報を伝えてくれる歴史的情報資源の役割を担うようになりました。明治や大正の県庁文書も、今ではかけがえのない貴重な歴史資料であり、現代の行政情報・行政文書も、未来の人たちにとっての歴史情報・歴史資料となるのです。過去から現在、そして未来へと、文書をはじめとする情報資源を絶えることなく保存し、時を超えて伝えていく役割を、文書館は担っています。

電子県庁では》 文書が紙から電子に変わっても、公文書を保存していくという文書館の役割は変わりません。しかし、システムと一体となって文書が成り立っていること、電子文書の長期保存のための技術が発展途上であることなどの課題があり、「時代を超えて伝える」ために、こうした課題を解決していくことが求められています。

#### III 伝える形 3 県報の創刊

#### V 広げる形 1 出版と広報

#### エピローグ 時を超えて 伝える 文書館の役割

